

なみえ商品券事業の終了について

資金決済に関する法律第二十条第一項に基づく共通商品券払戻実施のお知らせ

発行者 浪江町商工会

種類 共通商品券（なみえ商品券）「五百円券」

期間 令和三年八月二日（月）～令和三年十月二十九日（金）

毎週月曜日から金曜日 午前十時～午後三時（土日・祝祭日を除く）

方法 期間中に共通商品券（なみえ商品券）を直接

ご持参頂いた上、現金で払戻し致します。

※ 期間内に申し出が無い場合は、本払戻手続きから除斥されます。

お問い合わせ先

浪江町商工会

双葉郡浪江町大字権現堂字下川原9番地1

電話 0240-35-3321